## 「国営土地改良事業の負担金に係る特例」(参考条文)

## 土地改良法第113条の3第3項[条文抜粋]

(工事の完了等の場合の公告等)

農林水産大臣、都道府県知事又は市町村長は、工事を伴う土地改良事業につきその工事を完了した場合には、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

## 土地改良法施行令第52条の2第6項 [条文抜粋]

(国営土地改良事業の負担金についての都道府県の支払方法)

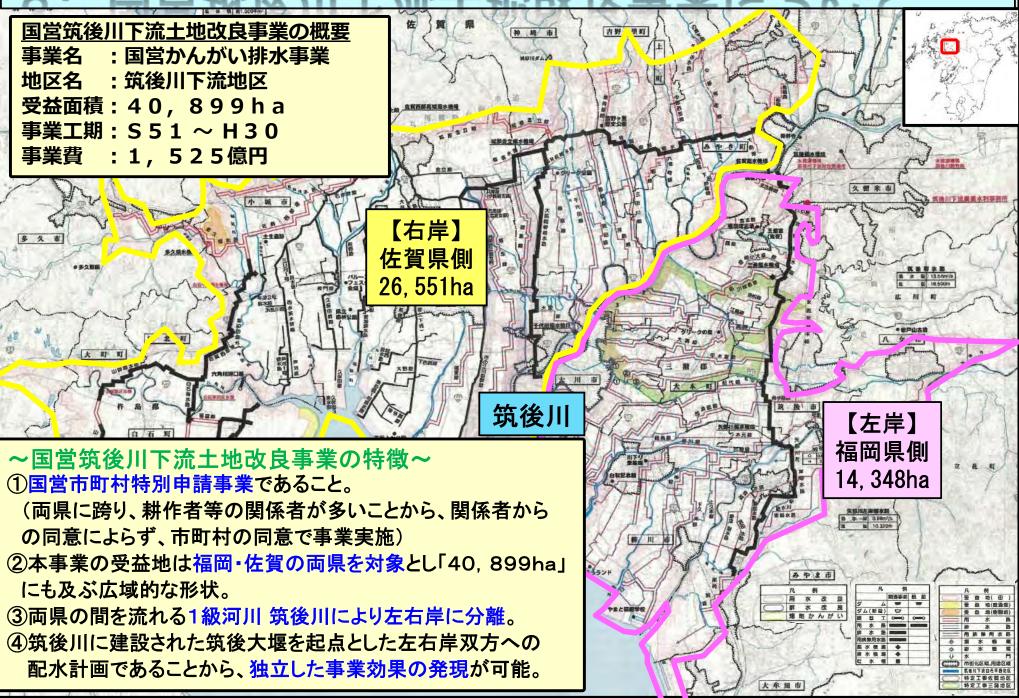
前条第1項の負担金で法第90条第8項の国営市町村特別申請事業に係るものは、 農林水産大臣の定める支払の方法 により支払わせるものとする。

#### 昭和60年7月30日農林水産省告示第1155号(注)第1号アの規定

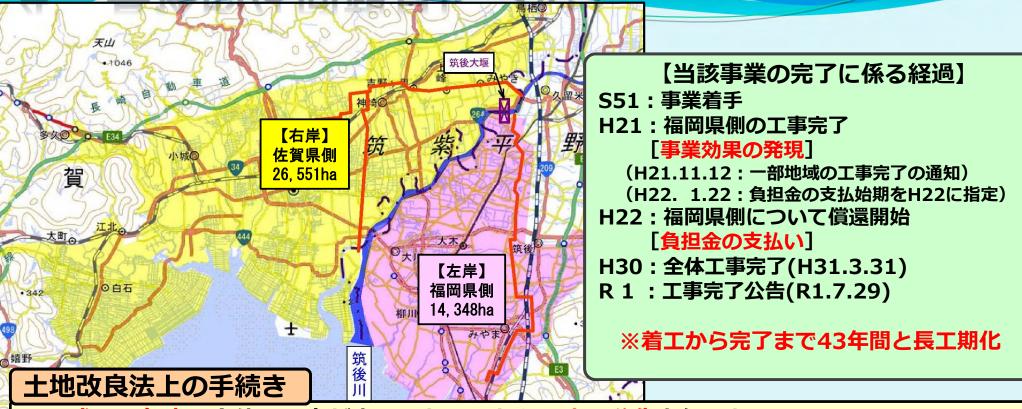
[第1号アの規定]

農林水産大臣が、国営市町村特別申請事業の完了する以前において、当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益のすべてが発生し、かつ、当該都道府県から当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させることが適当であると認める場合その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後の年度で農林水産大臣が指定する年度。

# 3. 国営筑後川下流土地改良事業について



## 4. 具体的な問題点について



〇平成30年度に全体の工事が完了したことから、完了公告を行った。

〇但し、福岡県側については、平成21年度に全ての事業効果が発現したものと国が認め、翌年度(H22)から負担金の償還を開始している。

### 農業振興地域制度上の枠組み

土地改良事業において、「全体の工事が完了する以前に、負担金の償還開始を指定するにあたって、工事により効果の全てが発現されたと国が認めた年度」を「工事の完了した年度」と認めていない。

平成30年度を工事完了年度として8年間の経過を起算すると、令和9年度以降に変更要件を満たす。(この場合、福岡県では工事完了後18年の経過が必要となる。)